

令和5年度当初予算における地方消費税交付金（社会保障財源化分）
の使途状況について

平成26年4月1日より消費税率（国・地方）が5%から8%へ引き上げられたことに伴う地方消費税交付金の増収分（社会保障財源化分）については、その使途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

1 【歳入】 地方消費税交付金（社会保障財源化分） 24,912 万円

2 【歳出】 (単位：万円)

項目	予算額	財源内訳					
		国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源	
社会福祉	社会福祉総務費	2,854	0	8	0	0	2,846
	障がい福祉費	48,709	21,109	12,599	0	420	14,581
	社会福祉施設費	1,085	0	0	0	161	924
	高齢者福祉費	5,785	20	26	0	919	4,819
	高齢者福祉施設費	1,342	0	0	0	269	1,073
	児童福祉総務費	42,031	83	26,597	0	2,210	13,141
	児童手当費	24,557	17,011	3,759	0	0	3,786
	母子父子福祉費	747	0	240	0	0	507
	児童福祉施設費	9,746	0	3,696	0	58	5,992
	認定こども園費	29,296	92	37	0	4,557	24,610
	小計(①)	166,150	38,315	46,962	0	8,594	72,279
社会保険	社会福祉総務費 (国民健康保険事業)	21,015	1,911	7,209	0	220	11,675
	高齢者福祉費 (介護保険事業)	47,626	1,625	842	0	0	45,159
	高齢者福祉費 (後期高齢者保険事業)	36,304	0	5,638	0	7	30,660
	小計(②)	104,945	3,535	13,689	0	227	87,493
保健衛生	予防費	31,485	20,634	169	0	40	10,642
	保健センター費	1,790	0	0	1,350	0	440
	小計(③)	33,275	20,634	169	1,350	40	11,082
合計(①+②+③)	304,370	62,484	60,820	1,350	8,861	170,855	

(注) 表示単位未満は四捨五入しており、積上げ額と一致しない場合があります。
※地方消費税交付金（社会保障財源化分）については、上記項目の一般財源の一部となっております。